

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。

※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

【神林地域】

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)	
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)		
神林総合体育館	アリーナ	1時間	1,500	—	1時間	2,250	神林教育事務所 (60-1500)	
	アリーナ1/2		750			1,100		
	アリーナ 照明		500			750		
	アリーナ1/2 照明		250			350		
	ステージのみ		300			450		
	武道場		300			800		
	武道場 照明		100			150		
	アリーナ、武道場(個人利用)		100			150		
	トレーニング室、走路 (個人利用)	1回・ 1人	100		1回・ 1人	150		
	会議室、選手控室等	1室	200	100	1室	300		
神林球場	野球場	1時間	700	—	1時間	850		
神林多目的 グラウンド	グラウンド	1時間	500	—	1時間	600	神林支所 産業建設課 産業観光室 (66-6114)	
	グラウンド(個人利用)		100			150		
	グラウンド 夜間照明		800			1,200		
神納東運動広場	グラウンド	1時間	300	—	1時間	変更なし		
西神納体育館	アリーナ	1時間	500	—	1時間	変更なし		
神納体育館	アリーナ 照明		200			150		
平林体育館	アリーナ(個人利用)	—	—	—	1時間	変更なし		
神林ゲートボール場	ゲートボール場	1面	100			変更なし		
北新保 ゲートボール場	ゲートボール場(芝部以外)	1面	100	—	1面	変更なし		
	ゲートボール場(芝部)					200		
神林プール	プール(一般)	1回・ 1人	200	—	1回・ 1人	300		
	プール(高校生)		100			150		
	プール(小中学生)		50			変更なし		
	プール(幼児)		無料					
平林小学校	体育館	1時間	500	200	1時間	1,050		
神林中学校	教室		100	—		150		
神納小学校	体育館	1時間	300	200	1時間	750		
	教室		100	—		150		
林産物展示販売施設	物産館	月額	60,000	—	月額	90,000	神林支所 産業建設課 産業観光室 (66-6114)	
農産加工所	農産加工所	月額	51,000	—	月額	63,600		
南大平ダム湖公園	キャンプ場(市民)	テント1 張り (24時間)	0	—	テント1 張り (24時間)	1,000		
	キャンプ場(市民以外)		1,000					
	キャンプ場以外 (30人未満の団体)	1回・ 1団体	300	—	1回・ 1人	100		
	キャンプ場以外 (30人以上の団体)		500					
	天体観測施設(市民・大人)	1回・ 1人	100	—	1回・ 1人	300		
	天体観測施設 (市民以外・大人)		300					
	天体観測施設(市民・小人)		50					
	天体観測施設 (市民以外・小人)		100					

【神林地域】

※体育施設を除き、見直しが無い施設は表にありません。
※市民以外、開館時間外、入場料等を徴収する場合、営利又は営業を目的とした使用の場合に、割増しがある施設があります。

施設名称	利用区分	見直し前			見直し後		担当課 (お問い合わせ先)
		単位	使用料等 (円)	冷暖房料等 (1時間)	単位	使用料等 (冷暖房料等 含む)(円)	
神林農村環境改善センター	小会議室、視聴覚室、生活実習室、保健室	午前、午後、昼間、夜間、全日	735～7,035	1時間	—	500	神林支所 産業建設課 産業観光室 (66-6114)
	農業研修室		630～5,880		—	400	
	研修室		1,155～11,760		—	850	
	茶室、相談室		315～3,360		—	200	
	多目的ホール		5,145～59,745		—	4,400	
	全館		11,970～125,790		—	9,300	

減免基準の見直し

各団体の減額・免除区分のお問い合わせは、各施設のお問い合わせ先にお願いします。

区分	見直し基準
10割免除	市(教育委員会を含む)が主催又は共催する事業で利用するとき(後援は除く)
	市以外の官公署が利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき
5割減額※	施設の設置目的に応じ、各施設の設置目的固有の使用団体が利用するとき
	市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用するとき
	市長(教育委員会を含む)が特に必要と認めるとき

※令和10年3月31日まで「5割減額」は「6割減額」とします。